

# 地域ささえあい活動団体 助成事業のご案内

## 令和7年度の変更点

- ① 地域ささえあい活動助成（区分I-①）および障がい当事者団体助成（区分III）の助成額の変更
- ② 地域ささえあい活動助成加算の追加（区分I-②）
- ③ 当会における他の助成制度（子ども・若者応援基金）との併願はできません

## ☆令和7年度助成のスケジュールと申請方法☆

### スケジュール

■申請期間	令和7年4月7日（月）～4月25日（金）午後5時まで
■書類確認期間	令和7年4月末～5月中旬頃
■審査	令和7年6月上旬～中旬頃
■結果通知および助成金交付	令和7年6月下旬～同年7月上旬頃

※上記日程は変更となる場合があります。

ご不明な点は申請期間前（令和7年3月中）にお電話やメール等でご相談ください。

### 申請方法

下記書類をメールもしくは郵送等により、提出期限までにご提出ください。

#### 【申請に必要な書類】

- 申請書（所定の様式あり）  
申請書には、団体の活動概要、事業計画、予算（団体全体と助成対象事業）などを記入していただき、助成金がどのような使われ方をするのかを明確に示していただきます。
- 団体規約  
会則や定款など団体の目的や活動内容等を明記ください。
- 団体構成員の名簿  
障がい当事者団体助成については、団体の構成員が区内在住の障がい当事者であることがわかる内容をご記載ください。
- 通帳の写し（金融機関・口座番号・口座名義がわかるページのコピー）
- 過去の活動記録（必要に応じて）
- 前年度の事業報告・決算書（前年度に当助成を受けた団体のみ）  
前年度に助成を受けた団体は、報告書、使途がわかる領収書、活動内容がわかるものを併せてご提出ください。

#### 【提出期限】4月25日（金）午後5時必着（期限を過ぎた場合は受付できませんのでご注意下さい）

※初めて申請される場合は、必ずお電話またはご来所いただき、申請内容の確認を行わせていただきます。  
なお、ご来所いただく場合は、事前にお電話にてご予約をお願いいたします。

#### 【北社協会費を納入】納入期限 4月25日（金）午後5時まで

申請時までに当年度の北社協会費をお納め頂く必要がございます。※会費の詳細はP3をご参照下さい。

#### 本件に関する問合せ先

社会福祉法人 北区社会福祉協議会 地域福祉係

TEL:03-3905-6653 FAX:03-3905-4653 メール:chiiki@kitashakyo.or.jp

# 1. 共通事項

## 1) 社協運営の公平性と透明性

地域福祉推進の担い手としての社会福祉協議会の運営は、多くの地域の皆さんから寄せられた会費、寄付、募金などを貴重な財源として行われています。

また、情報公開制度の推進もあり、社会福祉協議会の運営は、従来にも増して適正な運営が求められており、公平性、透明性の確保と共に、多くの地域の皆さんとの理解が得られなければなりません。

このような状況を踏まえて、北区社会福祉協議会の助成事業は「要綱」を定めて実施しています。

## 2) 助成金の財源

北区社会福祉協議会の助成事業の財源は、歳末たすけあい運動で寄せられた「歳末たすけあい・地域福祉募金」です。歳末たすけあい運動は、もともと「地域の人々の暮らしを地域が支える」という趣旨で取り組まれてきました。したがって、それを財源とする助成事業も、区民のみなさまの善意を地域にお返しするのが目的といえます。地域で福祉活動を行っている団体も、この趣旨をご理解の上、諸事業に取り組んでいただきたいと思います。

## 3) 助成制度の対象となる活動

助成の対象は、次の(1)～(4)に掲げるいずれかに該当する活動を実施し、広く会員募集を行っている団体としています。

(1) 地域で孤立を防ぎ、孤立しがちな人たちと地域を結びつけることを目的に、地域住民が主体となって取り組んでいる活動。

①新たに活動に参加を希望する人などを積極的に受け入れ、地域に広く門戸を開いている活動

(例) 町会・自治会の活動そのものや、現在のメンバー以外の参加ができない活動などでないこと

②趣味的な活動(音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など)が目的とならないような団体活動運営がされていること。

(2) 地域にある特定の福祉課題の解決を目的に、地域住民が主体となって、一定のサービス等の提供に取り組む活動。

(3) 障がい当事者が、孤立を防ぎ、当事者ならではの課題を共有し、解決に向けて自主的に取り組んでいる活動。

①新たに活動に参加を希望する人などを積極的に受け入れ、地域に広く門戸を開いている活動

(例) 現在のメンバー以外の参加ができない活動などでないこと

(4) 地域の福祉課題の解決を目的に、先駆的・実験的に取り組む活動。

## 4) 助成制度には3つの区分(種類)があります ※詳細はP4、5をご参照ください。

区分I - ① 「地域ささえあい活動助成」／区分I - ② 「地域ささえあい活動助成支援加算」

区分II 「障がい当事者団体助成」

区分III 「団体立上げ助成」

## 5) 東京都共同募金会北地区配分推せん委員会が審査します

事務局で受理した申請は、東京都共同募金会北地区配分推せん委員会（以後「配分推せん委員会」）にて審査の上、交付の可否を決定いたします。

## 6) 申請手続きと必要書類など

- 助成を受けようとする団体は、定められた期間中に申請書を北社協事務局に提出していただきます。  
詳細はP1をご参照ください。
- 北区社会福祉協議会の団体会費を申請期間内に納入していただきます。

## 7) その他

- 助成を受けた団体が助成対象となる事業を実施するに当たっては、案内状、チラシ、ポスターなどに「社会福祉法人北区社会福祉協議会の歳末たすけあい・地域福祉募金助成を受けています」旨を明記してください。
- 助成金の交付決定を受けた団体が、次の事項に該当した場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、返還していただくことになります。
  - 助成事業を中止したとき
  - 不正又は虚偽の申請があったとき
  - 区分I 地域ささえあい活動助成については、助成額が年間総経費の50%を超えたとき
- 当会における他の助成制度（子ども・若者応援基金）との併願は不可とします。
- 助成事業の財源である「歳末たすけあい・地域福祉募金」には限りがあります。募金額や申請団体数の増減により、助成金の上限額も変動する場合があります。
- また、地域ニーズに応じた新たな助成区分の設置なども考えられ、助成事業は状況に応じて変化していきます。

**助成金を申請する場合は当会の団体会費をお納めいただく必要があります。**

### 【北社協会員とは】

北区社会福祉協議会の事業にご賛同いただき、会費を納めていただくことで、当会の活動を財政面から支えてくださる支援者です。みなさまからいただいた会費は、当会の事業を通じて地域福祉の推進のために活用させていただきます。事業の趣旨にご理解いただき、会員となっていただくようご協力お願いいたします。

**団体会費 1口 1,000円～**

会費の納入は、助成金申請期間内にお振入等での納入をお願いいたします。

【銀行名】みずほ銀行

【支店名】王子支店

【口座番号】（普通）0203161

【名義】社会福祉法人 北区社会福祉協議会

（シャカイフクシホウジン キタクシャカイフクシキョウギカイ）

◎お振入の際は「カイヒ 振込人氏名または団体名」とご入力ください。



## 2. 助成の種類（区分）と概要

区分 I -①	地域ささえあい活動助成		
目的・趣旨	地域福祉活動を実施又は強化したい団体を支援することにより地域福祉活動推進をはかる。		
事業の形態	金額	項目	内 容
助成限度額 ※申請額は千円未満切り捨て	①～⑤の合計が 上限 30,000円	①会場費 ②講師料 ③広報費 ④物品購入費 ⑤ICT関連費	年間の活動に対する会場費用。有料の貸出施設使用時のみ。 研修等の事業を行うための講師料。外部講師委託時のみ。 ホームページ・パンフレット・記念誌等の作成費、郵送経費 事業に必要な消耗品購入費、資料・メニュー・歌集等印刷費、 子ども食堂およびそれに類する活動の食材費 事業に必要なウェブ会議システム（有料アカウント等）使用料、 アプリケーションサービス（編集ソフト等）の購入費・使用料 に限る。
助成対象団体 ※すべての項目に該当すること	① 法人格を持たない非営利活動団体又は特定非営利活動法人であること。 ② 北区内に所在し、北区を拠点に活動している団体であること。 ③ 北区内において、広く公開されている活動を行っていること。 ④ 自主財源の確保が可能であること。 ⑤ 北区内での年間の活動回数が10回以上であること。（内部の打合せや練習等は除く。） ⑥ 5名以上の会員で、事業を定めた会則を制定している団体であること。 ⑦ 本会団体会員であること（申請時までに会費をお納めいただきます）。		
助成対象活動	① 食事、レクリエーション等のサービス提供活動 ② 健康・生きがい・地域ネットワークづくりを行う活動 ③ 相談、情報提供を行う活動 ④ 学習プログラム提供を行う活動 ⑤ その他地域でのささえあい活動として必要と認められる活動		
申請条件	申請額は自主財源総額の50%以下とする。なお、自主財源には繰越金は含めない。		
助成対象外経費	① 団体の経常的な管理運営経費 ② 団体が実施する食事会等における食材費 ※但し子ども食堂およびそれに類する活動の食材費は除く ③ 取得価格が10万円以上（消費税等付帯経費を含む）の物品 ④ 一部の会員のみの利益となるような事業の経費 ⑤ 団体の運営経費や行政からの補助金、委託金などを受けている事業等の経費は対象外 ⑥ その他、助成金の充当が適当ないと認められる経費		
他助成併願	• 本助成事業は、原則として1団体、1助成が原則。但し、区分Ⅲ「団体立上げ助成」との併願は可能 • 高齢者向け食事提供活動に対する北区からの助成金を受けている団体は、本事業費との併願は不可 • その他、他機関、他団体が実施する助成事業との併願は応相談		
区分 I -②	地域ささえあい活動助成支援加算		
目的・趣旨	区分 I -①に該当する団体のうち以下にあてはまる団体への加算		
助成限度額	上限20,000円 ※申請額は千円未満切り捨て		
助成対象団体	区分 I -①「地域ささえあい活動助成」を申請する既存団体のうち、前年度の活動実績が以下1・2いずれも満たす団体。 1. 年間20回以上の活動を行っていること 2. 年間の参加者が通算700名以上であること <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自団体が孤立防止等のため、地域ささえあい活動として主催し開催した場合、 当日活動に参加した団体メンバー・地域からの参加者を含めた全員の数を算出してください。</li> <li>• 区内他団体との協力活動・北区内の地域イベントへの参加した場合 当日参加した団体メンバー・参加者の合計を1回あたり20人まで算出してください。</li> </ul> ※その他ご不明な点については、ご相談ください。		

助成対象活動	区分Ⅰ-①「地域ささえあい活動助成」と同様とする（助成対象外経費も同様）。
申請条件	申請額は自主財源総額の50%以下とする。なお、自主財源には繰越金は含めない。
他助成併願	区分Ⅰ-①「地域ささえあい活動団体助成」との併願が可能

区分Ⅱ	障がい当事者団体助成
目的・趣旨	障がい当事者団体の運営を支援
助成内容	事業費助成
助成対象団体	<p>①法人格を持たない非営利活動団体又は特定非営利活動法人であること。</p> <p>②北区内に所在し、北区を拠点に活動している団体であること。</p> <p>③北区内において、広く公開されている活動を行っていること。</p> <p>④身体、知的、精神の障がい当事者（北区在住）10名以上が会員で、かつ会則を制定している団体</p> <p>⑤本会の団体会員になっている団体（申請時までに会費をお納めいただきます）。</p> <p>※すべてに該当すること</p>
助成対象事業	宿泊（研修）旅行、レクリエーション等年中行事、リハビリ活動、広報、講座・講演会開催等事業全般
他助成併願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北社協の助成制度は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、区分Ⅲ「団体立上げ助成」との併願は可能とする。</li> <li>・他機関、他団体との助成は可能。（応相談）</li> </ul>
助成限度額	上限40,000円 ※申請額は千円未満切り捨て
備考	提出書類のうち、名簿については、団体の構成員が区内在住の障がい当事者であることが分かる内容であること。

区分Ⅲ	団体立上げ助成
目的・趣旨	地域福祉活動を実施する団体や障がい当事者団体の立上げを支援
助成内容	団体立上げに必要な備品の購入等。立上げから概ね3年以内の団体が対象。 ＊初回申請時のみ申請可能。
助成対象団体	区分Ⅰ「地域ささえあい活動団体」または区分Ⅱ「障がい当事者団体」の条件に該当する団体。ただし過去に歳末たすけあい・地域福祉募金助成において助成金を受けていた団体は対象外とする。
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要な機材・備品等の購入ための費用（消費税等付帯経費を含み取得価格が10万円以下）</li> <li>・団体の事業開始を広く周知するための広報物、ホームページ等を作成するための費用</li> <li>・その他、助成金の充当が適当であると認められる経費</li> </ul>
助成対象外活動	総会、打ち合わせ会等管理運営経費は助成対象外
他助成併願	区分Ⅰ「地域ささえあい活動団体助成」または区分Ⅱ「障がい当事者団体助成」との併願が可能
助成限度額	上限50,000円 ※申請額は千円未満切り捨て

## ＝ ご注意ください ＝

- ・申請に必要な書類はお揃いですか？

- 申請書（必要に応じて団体の予算書を添付）
- 団体の規約（会則や定款など団体の目的や活動内容等が明記されたもの）
- 役員または構成員の名簿  
※障がい当事者団体助成については、団体の構成員が区内在住の障がい当事者であることがわかる内容をご記載ください。
- 通帳の写し（金融機関・口座番号・口座名義がわかるページのコピー）
- 過去の活動記録（必要に応じて）
- 前年度の事業報告・決算書等（前年度に当助成を受けた団体のみ）

- ・申請方法

- ・新規団体については、必ずお電話、またはご来所いただき、書類確認、内容確認を行わせていただきます。
- ・申請・報告については、原則メールもしくは郵送で受け取らせていただきます。必ず提出期限までにご提出ください。  
※提出期限を過ぎてからのご申請はお受けできません。

【本件に関する問合せ先】 社会福祉法人 北区社会福祉協議会

地域福祉係 助成事業担当 (〒114-0021 北区岸町1-6-17)

電話 03 (3905) 6653 FAX 03 (3905) 4653

メールアドレス chiiki@kitashakyo.or.jp

